

# 第 187 回

## 千葉県都市計画審議会

### 議 事 録

期 日 平成 30 年 11 月 8 日 (木)

場 所 ホテルプラザ菜の花 3 階「菜の花」

## 目 次

議事日程

出席委員名簿

議題一覧表

1. 開 会 .....	1
2. 都市整備局長挨拶 .....	1
3. 定足数の報告 .....	1
4. 新任委員、県職員の紹介 .....	1
5. 議長の指定 .....	2
6. 議事録署名人の指名 .....	2
7. 非公開議案等の審査 .....	2
8. 議案審議 .....	3
第1号議案 .....	3
第2号議案 .....	7
第3号議案 .....	10
9. 閉 会 .....	12

第187回千葉県都市計画審議会 議 事 日 程

平成30年11月8日（木）

- 1 開 会
- 2 都市整備局長挨拶
- 3 定足数の報告
- 4 新任委員、県職員の紹介
- 5 議長の指定
- 6 議事録署名人の指名
- 7 非公開議案等の審査
- 8 議案審議  
第1号議案 ～ 第3号議案
- 9 閉 会

第187回千葉県都市計画審議会  
 平成30年11月8日（木曜日）  
 於・ホテルプラザ菜の花 3階「菜の花」  
 午後2：27～午後3：10  
 出席委員 20名

第187回千葉県都市計画審議会出席委員  
 （順不同敬称略）

構成	氏名	摘要
学識経験者	北原理雄	都市計画
	屋井鉄雄	都市計画・土木
	橋本都子	建築
	鶴岡宏祥	農業
	福士正直	都市経営
県議会の議員	河上茂	千葉県議会議員
	佐藤正己	千葉県議会議員
	瀧田敏幸	千葉県議会議員
	赤間正明	千葉県議会議員
	矢崎堅太郎	千葉県議会議員
	鈴木均	千葉県議会議員
	岡田幸子	千葉県議会議員
関係行政 機関の職員	田中琢二 （代理・渡邊繁明）	財務省関東財務局長 千葉財務事務所次長
	浅川京子 （代理・飯島正）	農林水産省関東農政局長 農村振興部地方参事官
	佐竹佳典 （代理・西村純一）	経済産業省関東経済産業局総務企画部長 総務企画部企画調査課総括係長
	掛江浩一郎 （代理・宮澤豊）	国土交通省関東運輸局長 千葉運輸支局首席運輸企画専門官
	石原康弘 （代理・八尾光洋）	国土交通省関東地方整備局長 千葉国道事務所長
	早川治 （代理・松原弘二）	千葉県警察本部長 交通部交通規制課長
市町村の長を 代表する者		
市町村議会の 議長を代表 する者	櫻井道明	佐倉市議会議長
	市原重光	睦沢町議会議長

第 1 8 7 回 千 葉 県 都 市 計 画 審 議 会 議 題

平成 3 0 年 1 1 月 8 日 提 出

- |         |   |
|---------|---|
| 第 1 号議案 | 市原都市計画道路の変更について（付議）   |
| 第 2 号議案 | 建築基準法第 51 条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物<br>処理施設）の敷地の位置（白井市）について（付議） |
| 第 3 号議案 | 建築基準法第 51 条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物<br>処理施設）の敷地の位置（香取市）について（付議） |

## 1. 開 会

司 会 定刻少し前ですが、皆様お集まりいただきましたので、ただいまから第187回千葉県都市計画審議会を開催いたします。

## 2. 都市整備局長挨拶

司 会 はじめに行方都市整備局長よりご挨拶を申し上げます。

行方都市整備局長 都市整備局長の行方でございます。

委員の皆様方には大変お忙しいところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、日頃より県政に多大なるご支援・ご協力をいただいておりますこと、重ねて御礼を申し上げます。

本日の審議会ですが、本年度最初の審議会ですので、新たに委員にご就任いただきました委員の皆様のご紹介、県の職員の紹介を後ほどさせていただきたいと思っております。

本日の議案ですが、3議案ございまして、市原都市計画道路の変更が1議案、産業廃棄物処理施設関連が2議案で、計3議案です。

議案の内容につきましては担当のほうから後ほど説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくをお願いいたします。

## 3. 定足数の報告

司 会 続きまして、事務局より定足数の報告を申し上げます。

事務局 定足数について報告いたします。

本日の出席委員は、委員定数28名のうち現在のところ20名で、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第3項の規定により、2分の1以上の出席をいただいております。会議は成立していることを報告させていただきます。

## 4. 新任委員、県職員の紹介

司 会 次に、本審議会委員のうち新たにご就任いただいた方を紹介させていただきます。

はじめに、市町村議会の議長を代表する委員として、佐倉市議会議長の櫻井様です。

続きまして、関係行政機関の職員の委員として、関東財務局長の田中様に新たにご就任いただき、本日は、代理として千葉財務事務所次長の渡邊様にご出席いただいております。

また、関東運輸局長の掛江様に新たにご就任いただき、本日は、代理として千葉運輸支局首席運輸企画専門官の宮澤様にご出席いただいております。

関東地方整備局長の石原様に新たにご就任いただき、本日は、代理として千葉国道事務所長の八尾様にご出席いただいております。

千葉県警察本部長の早川様に新たにご就任いただき、本日は、代理として交通部交通規制課長の松原様にご出席いただいております。

以上で、新たにご就任いただいた方の紹介を終わらせていただきます。

なお、本日もご出席の委員の皆様につきましては、お手元の座席表をもって紹介とさせていただきます。

続きまして、本日は本年度第1回目の審議会となりますので、県の出席職員を紹介させていただきます。

行方 都市整備局長です。

保坂 県土整備部次長です。

小湊 県土整備部次長です。

小川 都市計画課長です。

横須賀 都市計画課副課長です。

山口 市街地整備課長です。

喜地 建築指導課長です。

相澤 道路整備課長です。

村相 道路環境課長です。

以上で職員の紹介を終わります。

## 5. 議長の指定

司 会 それでは、議事に入らせていただきます。

本審議会は、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第1項の規定により、会長が会議の議長を務めることとなっております。北原会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

## 6. 議事録署名人の指名

会 長 はじめに、本審議会の議事運営規則第10条第3項の規定により、議事録署名人を指名させていただきます。

今回は、鶴岡委員

佐藤委員

よろしくお願いいたします。

## 7. 非公開議案等の審査

会 長 次に、非公開議案等の審査ですが、本日も審議いただく案件は、都市計画道路の変更が1議案、建築基準法の産業廃棄物処理施設関連が2議案の計3議案です。

非公開の取り扱いについては、「千葉県都市計画審議会議事運営規則」第9条のただし

書に非公開とすることができる規定がありますが、事務局からの提案はありますか。

事務局 本日の審議会に付議された議案は、「千葉県都市計画審議会議事運営規則」第9条のただし書に該当する非公開案件はないということでしょうか。

会 長 ただいまの事務局提案について、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 それでは、本日の審議会において「非公開とする案件はない」ということで進めさせていただきます。

次に、本審議会の傍聴人について確認します。

本日の審議会に傍聴人はおられますか。

事務局 本日は傍聴の方はお見えになっておりません。

会 長 次に、報道関係の方がいらっしゃったら、事務局は入場させてください。

事務局 本日は報道関係者の方はお見えになっておりません。

会 長 それでは議事に入っていきます。

## 8. 議 案 審 議

会 長 本日も審議いただく案件は3件ですが、重要な案件ですので、十分ご審議くださいますようお願いいたします。

また、案件は既にお手元にお届けした議案書のとおりですので、従来どおり議案の朗読については省略させていただきます。

これから議案の審議に入りますが、事務局においては議案の説明は簡潔にお願いします。

### 第1号議案

会 長 それでは、

第1号議案 市原都市計画道路の変更について  
を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 第1号議案「市原都市計画道路の変更」について説明いたします。

ご審議いただきますのは、市原市全域における都市計画道路の見直しに伴う都市計画の変更となります。

まず、都市計画道路の見直しの概要について説明いたします。

スクリーンをご覧ください。

決定されてから20年以上未整備となっている、いわゆる長期未着手都市計画道路については、社会経済情勢の変化に合わせた見直しが全国的な課題となっており、国において見直しに取り組むよう通知がなされたところです。

また、本県においても、平成22年に「千葉県都市計画道路の見直しガイドライン」を策定し、各市町村において検討を進めるよう通知しており、これらを受け、都市計画道路の見直しが進められているところです。

次に、千葉県全体の都市計画道路の整備状況について説明いたします。



次のスライドをご覧ください。

千葉県では、県全域の都市計画道路 1,118 路線・約 2,658km のうち 1,457km・55%が整備済みとなっており、284km・11%が事業中、917km・34%が未整備となっております。

次のスライドをご覧ください。

この未整備区間について、各市町村において検証が進められており、現在、31 の市町村で見直し候補路線を選定したところです。

このうち 10 市で既に都市計画変更の手続きが行われ、26 路線・約 30km の区間で道路を廃止し、また 16 路線・約 33km の区間で幅員の縮小等を行っております。

次のスライドをご覧ください。

市原市における都市計画道路の整備状況について説明いたします。

まず、都市計画道路の整備状況としては、市内全域の都市計画道路 72 路線・約 222km のうち 127km・57%が整備済みとなっており、8 km・4 %が事業中、87km・39%の区間が未整備となっております。

次のスライドをご覧ください。

これは、市原市の都市計画マスタープランの将来都市構造図です。

市では、マスタープランに「コンパクト・プラス・ネットワーク」を位置づけ、点線で丸く示した臨海部の駅周辺や既存集落を拠点に位置づけるとともに、緑の点線で示した拠点を連携する国道 16 号から内陸部に向かう放射状ネットワークなどを基本として整備を進めることとしています。

都市計画道路の見直しは、これらの整備方針に適合するとともに、県・市の最新の構想との整合を図りながら進められております。

次のスライドをご覧ください。

見直し候補路線の選定の流れを示したものです。

市では、県のガイドラインに基づき、段階を踏みながら検討を進めております。

まず、未整備区間について、「地形などの制約条件」「長期的な整備計画」「防災計画との整合」「広域的な道路ネットワーク」などの観点から評価を実施し、20 路線・約 22 km を廃止または変更の候補路線としております。

次に、これらの候補路線を廃止した場合について、ネットワークを検証した上で交通量に支障がないことを確認し、住民合意や国・県などの関係機関との調整を進め、今回、合意形成や調整の整った 14 路線・約 18km について、都市計画道路の廃止または変更を行います。このうち 4 路線については、県道と重複する区間があることから、県が変更または廃止いたします。

続いて、変更する都市計画道路の位置について説明いたします。

お手元の付議書 4 ページの位置図、またはスクリーンをご覧ください。

県が手続きを行う路線は、赤線の 4 路線となります。

また、市が手続きを行う路線は、オレンジ色の線で示した 10 路線となります。

図上部をご覧ください。

県が手続きを行う路線について説明いたします。

都市計画道路 3・3・14 号誉田駅前線は、誉田駅前から市原市内陸部に向かって延びる路線であり、今回、廃止を計画しております。

次に、図の中央部をご覧ください。

3・4・19号君塚能満線は、臨海部の国道16号から内陸部を結ぶ路線です。今回、3・3・13号の廃止にあわせ、赤に着色した区間を廃止いたします。

次に、その下部をご覧ください。

3・5・62号光風台馬立線は、小湊鉄道光風台駅から馬立駅を結ぶ路線です。また、3・4・61号馬立駅東口線は、馬立駅前から国道297号を結ぶ路線です。

この2路線については、面的な都市基盤整備を見込み計画された市決定の4路線とあわせ、廃止いたします。

次に、5ページの計画図、またはスクリーンをご覧ください。

これは、3・3・14号誉田駅前線の計画図です。

本路線は、誉田駅前から市原市内陸部に向かって延びる都市計画道路であり、黄色に着色した部分が廃止部分となります。

決定当初から40年近くが経過し、道路区域内の市街化が進んだことや、並行している県道の整備状況から、本路線の機能が現道により代替が可能であるため、廃止いたします。

なお、千葉市内については、平成27年に関係機関の調整を経て、既に廃止されております。

計画図において空間の空いている部分がこれに該当いたします。

次に、スクリーンの位置図をご覧ください。

中央部の赤い線が3・4・19号君塚能満線となります。

本路線周辺は、高度成長期の昭和40年代に、将来の市街地の拡大を想定し、郊外部に計画された路線です。人口減少や社会経済情勢の変化を受け市街地の拡大の見込みがないことから、ネットワークの見直しを行うものです。

終点は、オレンジ色で示した3・3・13号押沼潤井戸線となります。今回、この路線が廃止されますので、あわせて終点位置を既に整備済みである市原市道114号線に変更し、赤色の実線区間を廃止します。また、本路線の車線数が未決定であったことから、2車線と決定いたします。

なお、3・3・13号の機能については、並行する3・3・10号草刈西広線により代替されます。

次に、6ページの計画図、またはスクリーンをご覧ください。

こちらが3・4・19号君塚能満線の計画図となります。

中央の赤く縁取りした部分が廃止区間となります。また、右下が廃止する3・3・13号押沼潤井戸線となります。

次に、7ページの計画図、またはスクリーンをご覧ください。

こちらは馬立地区周辺の計画図を示したものです。図上部が小湊鉄道光風台駅、図下部が馬立駅となります。

光風台駅から馬立駅までの間については、市において昭和40年代に面的な都市基盤整備を計画し、整備に必要となる都市計画道路を決定したところですが、本地区については、新市街地の整備を必要とするような人口増加が見込まれないことから、市では、面的な基盤整備ではなく、既存道路の整備により住環境の向上を図ることとしております。

よって、都市基盤整備とあわせて計画された地区内の6路線について廃止することとし、灰色で示した県道南総昭和線と一部重複する3・4・61号馬立駅東口線、3・5・62号光風台馬立線について、県において手続きを行うものです。

なお、都市計画道路を廃止することとなりますが、市では、この8月に市原市市道整備計画を策定し、優先的に整備する路線を位置づけるとともに、交差点改良、歩道の整備などを進めることとしております。

以上が説明となります。

最後に、本議案について、市が決定する路線とあわせ、7月3日から17日までの2週間、案の縦覧に供したところ、意見書の提出はございませんでした。

以上で第1号議案の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会 長 第1号議案について事務局から説明していただきました。ご意見、ご質問がありましたら、お願いします。

委 員 この問題について別にどうこうはないのですが、昭和40年代に計画決定された道路が、今ここで議論されて変更の手続きが出てきているわけだけでも、ここで計画変更して、いつ完成する見込みでやろうとしているのか。

事務局 道路の完成の見込みということですが、都市計画道路は、概ね20年後を目標として都市計画決定をしております。現在、市原市においては、先ほど説明した市道整備計画で、優先的に整備する路線を示しておりますので、そちらから順次、整備を進めていくことになっております。

委 員 この種のもの、いわゆる昭和40年代に計画決定して、今なおこういう問題を変更していかなければならないというは、どうなのか。確かに、社会情勢というのは「うん」と変わっていますね。昭和40年代の計画の変更を、今ここでやっているわけだ。今の説明だと、34%まだ整備してないという話をされたじゃないですか。こういうのは、一体、最終的に完成するのは何時だということを知っているわけだよ。何時これを終わらせることができるのか。こういう都市計画決定をしていっても、いつもそういう形で、完成年度が全然議論されないで、「変更、変更」という言葉ばかり聞かされているけれども、それでいいのかね。

事務局 都市計画決定して概ね20年を目標としておりますが、限られた財源の中での整備となりますので、優先した路線から順次整備していくこととなります。

委 員 それはそれで良いけれども、こういうものは、最終的に完成年度、何時ごろ終わるんだよ、ということも議論しないと。都市計画の決定をしていて、40年代の道路をまだ今ここで、こうやっているということではね。千葉県の都市計画というのは、一体、どのくらい未整備の状況があるのか。市原市でこのような状況であると、全県的に、計画決定だけして、着工もしてない、完成年度もわからないのに、都市計画決定だけが先行しているのではないか。そういうことでいいのかね。

会 長 意見ということでよろしいですか。大変重要なご指摘だと思うのですが。

委 員 言っていることはわかるでしょう。

委 員 こういうことなんだよ。都市計画決定は都市計画審議会で決めること。それを市町村にばかり任せるからこういう状態になるわけだ。県として市町村を指導していかなければ

いけない。それを委員が言おうとしている。今後、市町村任せばかりではなくて、県としてどうするのか、きちんと市町村を指導していかなければいけない。そういうふうこれからやってください。

事務局 県としてもスピード感を持って進めてまいりたいと思います。

会 長 大変貴重なご意見をいただきました。県として市町村と十分に連携を取りながらこれからさらに進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは採決をいたします。

第1号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

( 挙 手 全 員 )

会 長 全員賛成です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第1号議案を原案どおり可決することに決定します。

## 第2号議案

会 長 次に、

第2号議案 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置（白井市）について

を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議案の議案の説明に先立ちまして、本日ご審議いただきます第2号議案、第3号議案の建築基準法第51条ただし書の規定による許可制度について、簡単に説明させていただきます。

スクリーンをご覧ください。

都市計画区域内では、「卸売市場・火葬場・ごみ焼却場・産業廃棄物処理施設」などの周辺の環境に大きな影響を及ぼすおそれがある施設については、原則、都市計画においてその位置を決定しているものでなければ新築または増築してはならないと規定されております。ただし、「特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合に、例外的に新築し、又は増築することができる」とされております。

今回付議する案件は、いずれも民間事業者が設置する産業廃棄物処理施設で、都市計画決定されるものではないため、この千葉県都市計画審議会において、その敷地の位置が都市計画上支障ないかをご審議いただくこととなります。

それでは、第2号議案について説明いたします。

議案書の1ページの「処理施設の敷地の位置」、またはスクリーンをご覧ください。

施設の名称・設置者は、株式会社丸幸 代表取締役 渡邊均です。

敷地の位置は、白井市神々廻に位置しており、敷地面積は1万 1,272.10 m<sup>2</sup>で、市街化調整区域となっております。

続いて、2ページの「計画概要書」、またはスクリーンをご覧ください。

施設の種類は産業廃棄物処理施設です。今回の施設は、平成23年12月に51条ただし

書の許可を取得している既存施設の変更に伴う許可の取り直しとなります。

「2 施設の処理能力」にありますように、今回は1基の機械更新を計画しており、品目及び処理能力は記載のとおりです。なお、廃プラスチックが現況の1日当たり79トンから140.2トンへ、また木くずが現況の191トンから320.6トンへと、それぞれ現況から1.5倍を超える処理能力となることから、改めて許可が必要となります。

また、建築物は既設が6棟となっており、変更はありませんが、機械の更新に伴い関連処理スペースが必要となるため敷地拡大を行います。

次に、3ページの「位置図」、またはスクリーンをご覧ください。

敷地は、計画地として赤く示した場所で、北総線小室駅から北へ約2.3kmに位置しています。

4ページの「計画図」、またはスクリーンをご覧ください。

搬入経路は、赤く塗られた幅員9mの主要地方道市川印西線の県道59号線から、青く塗られた幅員6.5～9.0mの市道01-005号線より計画地へと接続します。

5ページの「議案概要」、またはスクリーンをご覧ください。

中段の「2 審査指標」については、敷地の位置の適格性、搬出入計画の妥当性及び施設計画の妥当性について審査をし、記載のとおり支障がない旨を確認しております。

主要な事項について申し上げますと、「敷地の位置の適格性」では、敷地境界から100m以内には学校や病院等はございません。

また、「搬出入計画の妥当性」では、主要な搬出入経路は、幅員6.5～9.0mの市道に接しており、車両の通行に支障はありません。なお、1日当たりの搬出入車両は144台となりますが、搬出入路の交通量に与える影響は軽微で、支障はないと考えております。

6ページの「配置図」、またはスクリーンをご覧ください。

周囲の赤色の一点鎖線で囲ってある部分が、処理施設の敷地です。図の下側の黒い点線で囲んでいる部分は、敷地拡張範囲を示しております。

建築物は、廃棄物処理建屋が2棟、事務所が1棟、休憩所が1棟、廃棄物保管建屋が2棟の計6棟の既存建築物となります。

赤い矢印は搬入経路、青い矢印は搬出経路を示しています。

市道を経て搬入された廃棄物等は、トラックスケールにより計量後、受入用廃棄物保管場所へ運び込まれます。

破碎機にて破碎処理後、出荷用保管場所に保管された後、燃料チップや樹脂原料として販売・搬出されます。また、瓦礫類は埋立処分の施設に搬出されます。

また、計画地内には、樹木などによる緑化を行っており、緑化率は27%となっております。

7ページの「環境関係法令との適合状況」、またはスクリーンをご覧ください。

環境関係法令については、騒音及び振動について環境対策が求められますが、それぞれ基準に適合しており、環境に対する影響については支障がないと考えます。

なお、環境部局においても支障ない旨確認されております。

最後に、敷地の周辺状況について、スクリーンをご覧ください。

これは敷地境界線から周囲100mのラインと200mのラインを示しており、黄色が住宅、紫色が工業施設、緑色が倉庫、ピンクが神社となっております。

敷地境界から 200m以内の 1 軒の居住者に対しては、今回の計画について説明されており、支障がない旨を確認しております。また、計画地から 100m以内に学校、病院等はありません。

説明は以上です。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

会 長 第 2 号議案について事務局から説明していただきました。ご意見、ご質問はございませんか。

委 員 200m以内には家は 1 軒という説明がありました。この赤い道、市川印西線ですか、そこにいろいろな住宅があるようですが、ここは 200mより離れているということで、ここには特に説明とかはなかったのでしょうか。

それから、交通量は特には増えないというような説明だったかと思いますが、この交通量はどうなるのか。

もう 1 点、周りに樹木などが多い、森林が周りにあるということですが、それに対する影響というのは大丈夫なのでしょうか。

以上、3 点です。

事務局 1 点目の周辺の住宅の状況ですが、スクリーンをご覧くださいますと、赤い主要地方道市川印西線から青色の道に入ってくる場所に、200mは離れておりますが、住宅が 4 軒ございます。そのほかは、青い市道に面しては住宅はございません。これについては事前に説明を行い、周知を図っているところです。

2 点目の交通量ですが、計画では 144 台ということで計画しておりますが、今回の計画にあたっては、基本の台数と変更はございません。といいますのは、機械の能力は増加するのですが、その目的として「リサイクル率を増加する」ということです。現在、全体の 31%を最終の製品までリサイクルを行っているところですが、それを 65%までリサイクル率を上げるということです。現在は 30%を超えるものについては別の中間処理場で最終製品まで処理するというので、この場内では処理しきれない部分があります。それを 65%まで増加させたいという趣旨での能力アップです。ということで、処理する量については変わりませんので、交通量は 144 台ということで変更はございません。

3 点目ですが、森林への影響ですが、近隣に「神々廻市民の森」という森林がありますが、そちらの間には緩衝帯を設けて影響がないように配慮しております。また、もう少し離れた場所に白井運動公園もありますが、そちらはアクセス道路が別となっております。今回の施設とは交通的にも影響がないということを確認しているところです。

以上です。

会 長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

会 長 それでは採決します。

第 2 号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

( 挙 手 全 員 )

会 長 全員賛成です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第 5 条第 4 項の規定により、第 2 号議案を原案どおり可決することに決定します。

### 第3号議案

会 長 次に、

第3号議案 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置（香取市）について

を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 第3号議案について説明いたします。

議案書の1ページの「処理施設の敷地の位置」、またはスクリーンをご覧ください。

施設の名称・設置者は、信和リース株式会社 代表取締役 山部雄経です。

敷地の位置は、香取市虫幡及び木内の小見川工業団地に位置しており、敷地面積は6,612.42㎡で、用途地域は工業地域となっております。

続いて、2ページの「計画概要書」、またはスクリーンをご覧ください。

施設の種類は、産業廃棄物処理施設です。

今回の許可対象施設は木くずの破碎施設で、処理能力は記載のとおりです。この施設は既に稼働中の施設で、許可対象以下の処理能力でしたが、このたびの破碎機更新による処理能力増加に伴い、産業廃棄物の処理能力が1日当たり100トンを超えるため、新たに建築基準法第51条ただし書の許可が必要となります。また、建築物は既設が2棟となっています。

次に、3ページの「位置図」、またはスクリーンをご覧ください。

敷地は、計画地として赤く示した場所で、JR成田線小見川駅から西へ約4kmに位置しています。

4ページの「計画図」、またはスクリーンをご覧ください。

搬入経路は、赤く塗られた幅員10mの主要地方道佐原山田線の県道55号線から、青く塗られた市道1-25号線を経由し、幅員8mの市道5227号線より計画地へと接続します。

5ページの「議案概要」、またはスクリーンをご覧ください。

中段の「2 審査指標」については、敷地の位置の適格性、搬出入計画の妥当性及び施設計画の妥当性について審査をし、記載のとおり支障がない旨を確認しております。

主要な事項について申し上げますと、「敷地の位置の適格性」では、敷地境界から100m以内には学校や病院等はありません。

「搬出入計画の妥当性」では、主要な搬出入経路は、幅員8mの市道に接しており、車両の通行に支障はありません。なお、1日当たりの搬出入車両は30台となりますが、搬入経路の交通量に与える影響は軽微で、支障はないと考えております。

6ページの「配置図」、またはスクリーンをご覧ください。

周囲の赤色の一点鎖線で囲ってある部分が、現在操業している処理施設の敷地です。建築物は、敷地の東側に既存の事務所棟、南側に既存の堆積場建屋があります。

赤い矢印は搬入経路、青い矢印は搬出経路を示しています。

市道を経て搬入された剪定木材等は、トラックスケールにより計量後、廃棄物保管場所へ運び込まれます。

屋外に設置されている破砕機にて破砕処理後、木材のチップは、堆積場に保管された後、家畜の敷材や肥料原料、燃料として販売・搬出されます。

また、計画地内は樹木などにより緑化を行っており、緑化率は16%となっています。

7ページの「環境関係法令との適合状況」、またはスクリーンをご覧ください。

環境関係法令については、騒音及び振動について環境対策が求められますが、今回の処理施設について、それぞれ基準に適合しており、環境に対する影響については支障がないと考えております。

なお、環境部局においても支障がない旨確認されております。

最後に、敷地の周辺状況について、スクリーンをご覧ください。

これは敷地境界線から周囲100mのラインと200mのラインを示しており、黄色が住宅、紫色が工業施設、緑色が物流施設となっております。

敷地境界から200m以内の1軒の居住者に対しては、今回の計画について説明されており、支障がない旨を確認しております。また、計画地から100m以内に学校、病院等はありません。

説明は以上です。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会 長 第3号議案について事務局から説明していただきました。ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 これは新規の事業ですか。

事務局 既に営業しております。

委 員 既存で、中の機械とかそういうものを入れ替えるということですか。

事務局 既に営業中のものですが、100トン以下の処理量でしたので許可が不要でしたが、今回、入れ替えることによって100トンを超えるということで、改めて許可が要ります。

会 長 ほかに、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

会 長 それでは採決します。

第3号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

( 挙 手 全 員 )

会 長 全員賛成です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第3号議案を原案どおり可決することに決定します。

以上をもちまして、予定された議案の審議はすべて終了しました。

事務局から、ほかに何かありますか。

事務局 特にございません。

会 長 それでは、この後の進行は司会にお返しします。

皆さん、どうもありがとうございました。



## 9. 閉 会

司 会 ご審議いただきましてありがとうございました。以上をもちまして、第187回千葉県都市計画審議会を閉会いたします。

— 以上 —